

給付型奨学資金

- ・市の貸与型奨学資金との併用が可能です。
- ・ご希望の方は、貸与型奨学資金の募集案内（ピンクの表紙）も併せてご確認ください。

②

令和6年度 那須塩原市奨学生募集要項（医療系・福祉系・保育系）

※国内の学部・学科に限る。

- 那須塩原市では、医療系・福祉系・保育系の学部・学科で学習意欲のある奨学生を募集します。
- 返還の必要がない奨学資金（給付型）です。

1 制度の趣旨

- 学業成績が優秀で修学の意欲及び明確な目的意識がある品行方正な人で、修学に当たり経済的支援が必要な人に奨学資金を給付することによって、人材の育成に資することを目的としています。

2 申込資格（令和6年4月に入学する方及び令和6年4月時点で在学中の方が対象です）

(1) 新規入学生の場合

- 以下の①～③のすべてに該当する人

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学又は短期大学で、かつ、次のいずれかに該当する学部・学科に令和6年3月末日までに合格した人で令和6年4月に入学する人（ただし、医療系・福祉系・保育系の資格取得を目的として入学する人に限る。）

○ 次に指定する医療系・福祉系の国家資格の受験資格が得られる学部・学科

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、薬剤師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

○ 保育士資格、幼稚園教諭一種又は二種免許状を取得することができる学部・学科

- ② 学習意欲が高く、出身校又は在学学校における全学年を通じた学業成績の評定平均値が5段階評価で4.1以上の人
- ③ 修学に当たり経済的支援が必要な人で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和4年中の認定所得金額（※）が別紙2（表3）の収入基準額以下であること。（別紙1「所得計算表」により算出することができます。）
- ④ 本人又は保護者が市内に住所を有する人
- ⑤ 学業優秀で品行方正である人
- ⑥ 市税を滞納していない人
- ⑦ 高等学校卒業後5年以内の人で初めて国内の大学等に入学する人であり、かつ、本市の給付型奨学資金の給付を受けていない人
- ⑧ 申込みに当たり、「6 申込手続」に掲げる必要な書類を提出できる人

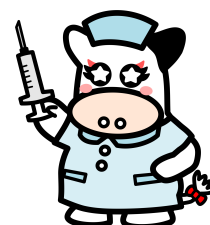
◆奨学資金について

この奨学資金は、平成28年度から 社会医療法人博愛会 菅間記念病院 様 からの寄附金を原資としております。

(2) 在学生の場Ⓐ

○ 以下の①～⑦のすべてに該当する人

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学又は短期大学で、かつ、上記指定学部・学科のいずれかに、在学する人（ただし、令和5年度に大学等を卒業する人は対象外とする。）
- ② 修学に当たり経済的支援が必要な人で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和4年中の認定所得金額（※）が別紙2（表3）の収入基準額以下であること。（別紙1「所得計算表」により算出することができます。）
- ③ 本人又は保護者が市内に住所を有する人
- ④ 学業優秀で品行方正である人
- ⑤ 市税を滞納していない人
- ⑥ 本市の給付型奨学資金の給付を受けていない人
- ⑦ 申込みに当たり、「6 申込手続」に掲げる必要な書類を提出できる人



（※）認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人（単身赴任者のように実際に居住が別でも、経済的に一体性がある場合には同一世帯として取り扱う。）の1年間の総収入金額から必要な経費（給与所得者は、別紙2（表2）に掲げる算式による算出した控除額）及び別紙2（表3）に掲げる特別控除額を控除した金額をいう。

3 給付金額及び回数

- 給付金額 20万円
- 給付回数 1人1回限り
- 給付時期 令和6年3月

4 給付人数

- 大学生・短期大学生合せて 4人程度

5 奨学資金の併用について

- 市の貸与型奨学資金及び市以外の奨学資金との併用は可能
- 市の給付型奨学資金（国内進学）に応募することは不可

6 申込手続

(1) 提出書類

- 次の①～③を提出してください。（ただし申込資格2により申込をする場合は、③を不要とします。）
 - ① 奨学資金給付申請書（様式第1号）
 - ※ 特別控除欄の記入は、「特別控除額表（別紙2（表2）」）を参照してください。
 - ② 別紙「給付型奨学資金資格区分確認書」
 - ③ 出身学校長又は在学学校長の奨学生推薦調書（様式第2号）
 - ※ 評定欄については、各学校の調査書等の添付で代用可（それ以外の欄は記入要）
 - ※ 高等学校を既卒の場合で、出身学校長の奨学生推薦調書を取得することが困難な場合は、

高等学校の調査書等のみの提出でも可

- ④ 奨学生自己推薦書（様式第3号）
- ⑤ 本人の納税証明書
- ⑥ 同一生計を営む者の全員の住民票の写し
- ⑦ 同一生計を営む者の所得を証する証明書
- ⑧ 給付型（国内・医療系等枠）奨学資金チェックリスト

「納税証明等取得承諾書」の添付があれば、提出不要

⑨ 在学証明書または学生証の写し（申込資格(2)により申込をする場合のみ）

- ⑤、⑥、⑦については、別紙「納税証明等取得承諾書」の添付があれば、提出不要です。
- 様式は、市役所ホームページ（<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>）からもダウンロードできますので、御利用ください。

(2) 提出先（郵送可）

- 那須塩原市教育委員会事務局 教育総務課総務係
〒329-2792 那須塩原市あたご町2-3 （那須塩原市役所 西那須野庁舎3階）

(3) 受付期間

- 令和5（2023）年9月1日（金）～令和5（2023）年11月20日（月）
※当日必着

7 選考方法

(1) 書類審査

- 学業成績や所得状況等について審査し、候補者を選出します。

(2) 面接（書類審査において選出された候補者のみ）

- 日時 ▶ 令和5（2023）年12月 ※日時は後日お知らせします。
- 場所 ▶ 那須塩原市役所 西那須野庁舎3階 304会議室
※場合によっては、オンライン面接も可能です。

8 選考と決定

- 那須塩原市奨学生選考委員会で選考し、教育委員会が決定します。
- 給付の可否については、1月頃、本人に通知します。

9 決定後の手続

- 給付決定通知があったときは、誓約書（様式第5号）を提出してください。
- 給付金は、合格決定通知及び奨学資金給付請求書（様式第6号）を提出後、本人名義の口座に振込みます。
- 大学又は短期大学に入学後、在学している間は、毎年、「成績証明書」を提出していただきます。

10 注意事項

- 申込資格に示す、大学又は短期大学の医療系・福祉系・保育系の学部・学科に入学しなかったとき、又は偽りその他不正な行為により給付を受けたと認められたときは、給付した奨学資金を返還していただきます。